

平成 2 5 年

第 3 回 定 例 市 議 会

議 案 書

阿 久 根 市

付 議 事 件

報 告 番 号	件 名	ペ ー ジ
5	議会の委任による専決処分の報告について	1
議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
5 0	教育委員会の委員の任命について	3
5 1	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	5
5 2	阿久根市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の一部変更について	7
5 3	財産の取得について	9
5 4	阿久根市肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について	1 5
5 5	阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について	1 7
5 6	阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	2 3
5 7	阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	2 5
5 8	平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第4号）	別 冊
5 9	平成25年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別 冊

報告第 5 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により，別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定によりこれを議会に報告する。

平成 25 年 9 月 10 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

専決第4号

損害賠償の額を決定し、和解することの専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年9月10日提出

阿久根市長 西平良将

1 損害賠償の額

57,050円

2 損害賠償の相手方等

損害賠償の相手方		損害賠償の額の内訳	備考
氏名	住所		
※※※※※※	阿久根市※※※※※※ ※※※※※※	57,050円	物損

専決処分する理由

平成25年6月27日に田代小学校前で発生した、市職員運転の公用車が、誤って店先の日除けテントに接触し破損させた物損事故に関し、損害賠償の額を定め、和解したことについて専決処分する。

議案第50号

教育委員会の委員の任命について

下記の者を，教育委員会の委員に任命したいので，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により，議会の同意を求める。

平成25年9月10日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	古 賀 正 男
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

教育委員会の委員 古 賀 正 男 氏が平成25年9月30日をもって任期満了となるので，更に同氏を任命しようとするものである。

古賀正男氏の履歴

現住所 阿久根市※※※※※※※※※※

生年月日 昭和※※年※※月※※日

学歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

職歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

その他役職

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第 5 1 号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を，固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので，地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により，議会の同意を求める。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※
氏 名	松 永 英 雄
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

固定資産評価審査委員会の委員 松 永 英 雄 氏が平成 2 5 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となるので，更に同氏を選任しようとするものである。

議案第 5 2 号

阿久根市過疎地域自立促進計画（平成 2 2 年度～平成 2 7 年度）
の一部変更について

阿久根市過疎地域自立促進計画（平成 2 2 年度～平成 2 7 年度）の
一部を変更したいので，過疎地域自立促進特別措置法（平成 1 2 年法
律第 1 5 号）第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定により
議会の議決を求める。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

漁港整備事業（脇本漁港，佐潟漁港）を事業計画に追加するため，
計画の一部を変更しようとするものである。

(別紙)

第2章 産業の振興

(3) 事業計画 (平成22年度～平成27年度)

自立促進施策 区分	変更前				変更後				備考
	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
1 産業の振興	(9) 漁港施設	漁港整備事業	鹿児島県		(9) 漁港施設	漁港整備事業	鹿児島県		31頁 「漁港施設」に 「漁港整備事 業(脇本漁港、 佐潟漁港)」を 追加する。
	(8) 観光又は レクリエー ション	番所丘公園改修 事業	阿久根市		(8) 観光又は レクリエー ション	漁港整備事業 (脇本漁港、佐 潟漁港) 番所丘公園改修 事業	阿久根市 阿久根市		

議案第 5 3 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

1 財産の名称，種類及び数量

(1) 名称

救助工作車

(2) 種類及び数量

ア 救助工作車 1 台

イ 救助資機材 一式

2 取得の目的

消防救助活動のため

3 取得の方法

指名競争入札による

4 取得価格

1 1 2 , 6 6 5 , 0 0 0 円

5 取得の相手方

鹿児島市松原町12番32号

鹿児島森田ポンプ株式会社

提案理由

救助工作車を取得するので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年阿久根市条例第20号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第53号参考

1 救助工作車取得の入札結果

入札者	順位	入札額
鹿児島森田ポンプ株式会社	1	107,300,000円
有限会社イズミ商事	2	109,000,000円
株式会社鹿児島消防防災	3	109,400,000円
株式会社ヨシキ	4	112,000,000円
株式会社熊谷消防設備	5	114,100,000円
有限会社奥園消防機材	6	115,800,000円

(入札額は、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額である。)

2 取得の相手方の概要

- (1) 商号又は名称 鹿児島森田ポンプ株式会社
- (2) 代表者氏名 代表取締役 尾曲 昭 二
- (3) 所在地 鹿児島市松原町12番32号
- (4) 設立年月日 昭和47年7月1日
- (5) 従業員数 12名
- (6) 資本金 10,000,000円

3 契約保証の概要

契約保証金 なし

4 財産取得の主な内訳

項目	品名	数量
救助工作車		1
特殊艀装	ウインチ装置 (前部)	一式
	ウインチ装置 (後部)	一式
	クレーン装置	一式
	照明装置	一式

項 目	品 名	数 量
車両積載品		
一般救助用器具	かぎ付梯子	1
	三連梯子	1
	三連梯子装備器具	1
	レスキューショット	1
	救命索発射銃	1
	サバイバースリング	1
	救助用縛帯	1
	平担架	1
	救助用ロープ ($\phi 12 \times 200\text{m}$)	4
	カラビナ	20
	滑車	8
重量物排除用器具	油圧ジャッキ	一式
	油圧スプレッダー	一式
	可搬ウインチ	1
	マンホール救助器具	一式
	マット型空気ジャッキ	一式
	大型油圧スプレッダー	一式
	エンジンポンプ	1
	ホースリール	3
救助用支柱器具	一式	
切断用器具	油圧切断機	1
	エンジンカッター	1
	ガス溶断機	一式
	鉄線カッター	1
	チェーンソー	1
	電動鋸	1
	大型油圧切断機	1
	空気切断機	1

項 目	品 名	数 量
	コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー	1
	車両ガラス切断器具	1
破壊用器具	万能斧	2
	携帯用多目的破壊器具	1
	削岩機	1
検知・測定用器具	可燃性ガス測定器	3
	簡易画像探索機	一式
呼吸保護用器具	空気呼吸器	4
	空気ボンベ	1 3
	防塵マスク	1 0
	送排風機	一式
隊員保護用器具	耐電手袋	3
	耐電衣	3
	耐電ズボン	3
	耐電長靴	3
	携帯警報器	5
水難救助用器具	救命浮環	3
	救命胴衣	5
	携帯用水中投光器	3
	水中投光器	1
	スローバッグ	3
	B C ジャケット	3
	レギュレーター	3
	フィン	9
	メタリコンタンク	3
	水中時計	4
	水中マスク	9
	浮標	1

項 目	品 名	数 量
山岳救助用器具	セミスタティックロープ	4
	アクセサリーコード	1
	フルハーネス	5
	レスキュートライアングル	1
	カラビナ	50
	プーリー	14
	テープスリング	30
	下降器	3
	バッグ	11
	バスケット担架	1
	救急用担架	一式
その他の救助用器具	投光器	一式
	携帯投光器	3
	携帯拡声器	1
	応急処置用セット	1
	車両移動器具	二式
	発電機	3
	消火システム	2
	高圧コンプレッサー	一式
	合図誘導灯	2
	携帯GPS	2
	携帯風速計	2
	張力計	二式
	検電器	1
	充電式インパクトレンチ	一式

議案第 5 4 号

阿久根市肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の
制定について

阿久根市肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり定める。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

鹿児島県家畜導入事業実施要領等の一部が改正されたことに伴い、
取扱基準を別に定めることとして条文の整備を行うとともに、基金の
額を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例

阿久根市肉用牛特別導入事業基金条例（昭和56年阿久根市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「高齢者等による」及び「と高齢者等の福祉の向上」を削る。

第2条第1項中「20,086千円」を「2,026万円」に改める。

第5条から第14条までを削り、第15条を第5条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 5 号

阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地方税法の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 3 号）が公布されたことに伴い，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市税条例の一部を改正する条例

阿久根市税条例（昭和45年阿久根市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第34条の6第2項中「第314条の7第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第3条の2中「, 第52条」を削り, 「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え, 「7.3%」を「7.3パーセント」に, 「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に, 「その年中においては, 当該特例基準割合（当該割合に0.1%未満の端数があるときは, これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては, 年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし, 年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には, 年7.3パーセントの割合」に改め, 同条に次の1項を加える。

2 当分の間, 第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は, 同条の規定にかかわらず, 特例基準割合適用年中においては, 当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第4条第1項中「日本銀行法」の次に「（平成9年法律第89号）」を加え, 「以下本項」を「当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には, 当該期間を除く。以下この

項」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第4条の2中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第7条の4中「附則第5条の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第17条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「，第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第22条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め，同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が，当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には，次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句として，附則第17条，附則第17条の2，附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第17条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第17条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則第17条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第18条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第22条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「前項」を「これら」に改め、同項を同条第

3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第 11 条の 6 第 2 項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第 2 項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第 27 条の 2 第 4 項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第 17 条、附則第 17 条の 2、附則第 17 条の 3 又は附則第 18 条の規定を適用する。

附則第 23 条第 1 項中「附則第 45 条第 3 項」を「附則第 45 条第 4 項」に、「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」と、」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」と、」に改め、同条第 2 項中「第 13 条の 2 第 1 項から第 5 項」を「第 13 条の 2 第 1 項から第 6 項」に、「附則第 45 条第 4 項」を「附則第 45 条第 5 項」に、「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（法附則第 45 条第 6 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、附則第7条の3の2及び第23条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定は、平成27年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

第2条 改正後の阿久根市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第22条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第23条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 5 6 号

阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地方税法の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 3 号）が公布されたことに伴い，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

阿久根市国民健康保険税条例（昭和４５年阿久根市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

附則第１５項中「附則第４４条の２第３項」を「附則第４４条の２第４項及び第５項」に，「第３６条」を「第３５条第１項」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は，平成２６年１月１日から施行する。

（適用区分）

第２条 改正後の阿久根市国民健康保険税条例の規定は，平成２６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，平成２５年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。

議案第 5 7 号

阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 5 年 9 月 1 0 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

番所丘公園の有料公園施設としてグラウンドゴルフ場を追加するとともに、同施設等の使用料を定めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例

阿久根市都市公園条例（昭和32年阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1番所丘公園の項有料公園施設の種類及び名称の欄中「パターゴルフ場」の次に「，グラウンドゴルフ場」を加える。

別表第2の(4)のクの表パターゴルフの部中「300」を「150」に，「500」を「250」に改め，同表に次のように加える。

グラウンドゴルフ	小・中・高校生		1ラウンド	50
	大人	個人	1ラウンド	100
		団体(15人以上)	1ラウンド	1人につき 80

附 則

この条例は，平成25年10月1日から施行する。